

平成 19 年 3 月 16 日

金融庁監督局銀行第 1 課 御中

金融庁監督局銀行第 2 課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

住所：〒101-8509

東京都千代田区内神田 3-1-2

電話：03 - 3252 - 5171（代）

F A X：03 - 3254 - 8664

担当：企画部（大橋、新村）

「主要行等および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）」（平成 19 年 2 月 16 日公表）に対する意見

標記について、下記のとおり意見、確認事項を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正（案）について

< 該当箇所 >

- 3 - 7 危機管理体制 - 3 - 7 - 2 平時における対応

(2) 主な着眼点 二

< 意見 >

- ・「金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段により再開するまでの目標時間（当日中）は具体的に計画されているか」とあるが、今回改正案で追加された「（当日中）」との文言は削除すべきである。

< 理由 >

- ・大規模災害の初動時には店舗周辺の人命救助など企業市民として地域の

ために優先してなすべきことが多数ある。また、災害等の状況によっては店舗周辺の道路・建物等の被害により店舗周辺を含めて安全が十分に確保できない場合など、当日中の業務再開が望ましくない場合も想定される。このように、被害状況等によって暫定的な手段により業務を再開するまでの所要時間は異なるうえ、危機発生時刻も区々であるため、たとえ目標時間としてであっても「(当日中)」との文言を加えることは不適切と考える。

< 確認事項 >

- ・「重要な業務を暫定的な手段で再開するまでの目標時間」について、個人に対する現金払出、送金依頼の受付、大口・大量の決済処理など、個別業務ごとに目標時間を定めることが求められるのか確認したい。

以 上